



2018年11月20日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号  
会 社 名 アクセルマーク株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 尾下 順治  
(コード番号：3624 東証マザーズ)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年11月20日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行する方針及び定款の一部変更を2018年12月20日開催予定の当社第26回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

2018年12月20日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更等について承認可決されることを条件に、同日をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

- ①当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るために、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うものであります。
- ②当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- ③その他、一部文言及び表現の修正、条文の新設、削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年12月20日(予定)
定款変更の効力発生日	2018年12月20日(予定)

以上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>第 1 条 (条文省略) (目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～5 (条文省略)</p> <p>6 インターネットを利用した各種情報提供サービス、情報処理サービス、広告配信サービス及び情報提供仲介サービス並びにそれらに関するシステムの企画、開発、制作、販売、<u>賃貸及び保守</u></p> <p>7～9 (条文省略)</p> <p>10 音声、映像のソフトウェア(コンパクトディスク、テープ、フィルム)の企画、制作、製造、販売、<u>貸与並びに著作権事業</u></p> <p>11 (条文省略)</p> <p>12 音声、映像のソフトウェア、書籍、美術工芸品、貴金属、宝飾品、バッグ、日用品雑貨の輸入販売</p> <p>13～14 (条文省略)</p> <p>15 コンピュータソフトウェア、ハードウェアに関する企画、制作及びその販売</p> <p>16～26 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>27～28 (条文省略)</u></p> <p>第 3 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 インターネットを利用した各種情報提供サービス、情報処理サービス、広告配信サービス及び情報提供仲介サービス並びにそれらに関するシステムの企画、開発、制作、<u>プロモーション</u>、販売、<u>使用許諾及び保守</u></p> <p>7～9 (現行どおり)</p> <p>10 音声、映像のソフトウェアの企画、制作、製造、販売、<u>使用許諾及び著作権事業</u></p> <p>11 (現行どおり)</p> <p>12 書籍、美術工芸品、<u>衣料品、服飾品</u>、貴金属、宝飾品、バッグ、雑貨の<u>リメイク、販売及び輸出入</u></p> <p>13～14 (現行どおり)</p> <p>15 コンピュータソフトウェア、ハードウェアに関する企画、制作、<u>販売、賃貸、使用許諾及び保守</u></p> <p>16～26 (現行どおり)</p> <p><u>27 古物の売買及び受託販売並びに輸出入</u></p> <p><u>28 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>29 仮想通貨交換業</u></p> <p><u>30 仮想通貨の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理</u></p> <p><u>31 仮想通貨及びブロックチェーンに関するプラットフォーム、アプリケーションの企画、開発、制作、プロモーション、販売、運営、使用許諾及び保守</u></p> <p><u>32～33 (現行どおり)</u></p> <p>第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>第 6 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第 20 条 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 7 名以内とする。 ②<u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とをそれぞれ区別して株主総会において選任する。</u> ②取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第 20 条 取締役の解任決議は、<u>第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発送するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を定め、必要に応じて、会長、副社長、専務及び常務各若干名を定めることができる。	第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発送するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から社長1名を定め、必要に応じて、会長、副社長、専務及び常務各若干名を定めることができる。
第25条 (条文省略)  (新設)	第25条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。
第26条 (条文省略) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第27条 (現行どおり) (報酬等) 第28条 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。
第28条 (条文省略)  第5章 監査役及び監査役会 第29条～第36条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)  (削除) (削除) 第5章 監査等委員会
(新設)  (新設)	(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発送するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)  (新設)	(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第6章 会計監査人 第37条～第38条 (条文省略) (報酬等)	第6章 会計監査人 第33条～第34条 (現行どおり) (報酬等)
第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第40条 (条文省略) 第7章 計算 第41条～第44条 (条文省略) (新設)	第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第36条 (現行どおり) 第7章 計算 第37条～第40条 (現行どおり)
(新設)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第26回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。